

寒川総合図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第19号

寒川総合図書館条例の一部を改正する条例

寒川総合図書館条例(平成18年寒川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 図書館の管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第3条の規定に基づく業務

(2) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他図書館の管理運営に関して教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の手続等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川総合図書館条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。